

トリフロキシストロビン (案)

今般の残留基準の検討については、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたこと及び関連企業から「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく残留基準の設定要請がなされたことに伴い、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 概要

(1) 品目名：トリフロキシストロビン[Trifloxystrobin(ISO)]

(2) 用途：殺菌剤

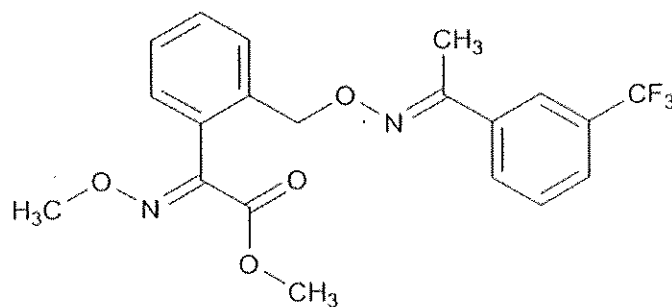
ストロビルリン系殺菌剤である。ミトコンドリアのチトクローム b と c₁ 間での電子伝達を阻害することにより、病原菌の孢子発芽阻止、孢子発芽以降の宿主への侵入阻止や吸器の形成阻止、子座の形成阻止効果を示すものと考えられている。

(3) 化学名

Methyl (*E*)-methoxyimino-{(*E*)- α -[1-(α, α, α -trifluoro-*m*-tolyl)-ethylideneaminoxy]-*o*-tolyl}acetate (IUPAC)

Methyl (α *E*)- α -(methoxyimino)-2-[[[[(1*E*)-1-[3-(trifluoromethyl)phenyl]-ethylidene]amino]oxy]methyl]benzeneacetate (CAS)

(4) 構造式及び物性



分子式	C ₂₀ H ₁₉ F ₃ N ₂ O ₄
分子量	408.37
水溶解度	0.610 mg/L (25°C, pH 7.6)
分配係数	log ₁₀ Pow =4.5 (25°C, pH 7.5)

2. 適用の範囲及び使用方法

本剤の適用の範囲及び使用方法は以下のとおり。

【作物名】となっているものについては、今回農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく適用拡大申請がなされたものを示している。

また、ブルーベリー及びその他のベリー類等に係る残留基準値の設定についてインポートトレランス申請がされている。

(1) 国内での使用方法

① 25.0%トリフロキシストロピンプロアブル

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	トリフロキシストロピンを 含む農薬の 総使用回数
てんさい	根腐病	1500 倍	100～300 L/10 a	収穫 21 日前 まで	3 回以内	散布	3 回以内
	葉腐病	1500～2000 倍	25 L/10 a				
	褐斑病	400～500 倍					
ぶどう	晩腐病 黒とう病	500～1000 倍	200～400 L/10 a	休眠期	1 回		1 回
きゅうり	うどんこ病	2500 倍	100～400 L/10 a	収穫前日 まで	3 回以内		3 回以内
りんご	斑点落葉病 褐斑病	1500～3000 倍	200～700 L/10 a		4 回以内		4 回以内
	黒星病 輪紋病 黒点病 すす点病 すす斑病 炭疽病 腐らん病	2000～3000 倍					
おうとう	灰星病 炭疽病	2000 倍	200～700 L/10 a	収穫 14 日 前まで	3 回以内		3 回以内
もも	灰星病			収穫前日 まで	2 回以内	2 回以内	
ネクタリン	赤ブシ腐敗病						
	黒星病 炭疽病						
なし	輪紋病						
すもも	灰星病 炭疽病						
小粒核果類 (すももを除く)	灰星病	2 回以内	2 回以内				

① 25.0%トリフロキシストロピフロアブル (つづき)

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	トリフロキシストロピンを 含む農薬の 総使用回数
茶	炭疽病 輪斑病 新梢枯死症 もち病	2000～3000 倍	200～400 L/10 a	摘採 14 日 前まで	2 回以内	散布	2 回以内
	褐色円星病	2000 倍					
かき	落葉病 炭疽病 うどんこ病	2000～3000 倍	200～700 L/10 a	収穫前日 まで	3 回以内		3 回以内

② 7.0%トリフロキシストロピン・50.0%ホセチル水和剤

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	トリフロキシストロピンを 含む農薬の 総使用回数
りんご	斑点落葉病 褐斑病 黒星病 すす斑病 すす点病 輪紋病 炭疽病	1000 倍	200～700 L/10 a	収穫前日 まで	3 回以内	散布	4 回以内
もも	黒星病						3 回以内

③ 8.8%トリフロキシストロピン・18.2%テブコナゾールフロアブル

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	トリフロキシストロピンを 含む農薬の 総使用回数
小麦	雪腐小粒菌核 病	1000 倍	60～150 L/10 a	根雪前	1 回	散布	3 回以内 (根雪前は1 回 以内、融雪後は 2 回以内)
	赤かび病			収穫 21 日 前まで	2 回以内		
かんきつ	黒点病 そうか病 灰色かび病 緑かび病	1500 倍	200～700 L/10 a	収穫前日 まで	3 回以内		3 回以内

(2) 海外での使用方法

① 50%トリフロキシストロビン顆粒水和剤 (米国)

作物名	適用病害虫名	使用量	本剤の使用回数	使用時期	使用方法
アーモンド	炭疽病 さび病 穿孔病 腐敗病 斑点病	3.0-4.0 oz/Acre	4回以内	収穫14日 前まで	散布
アスパラガス	ステフィリウム紫斑病	3.0-4.0 oz/Acre	3回以内	収穫180日 前まで	
ピーマン とうがらし	うどんこ病	1.5-2.0 oz/Acre	5回以内	収穫3日 前まで	
セロリ	夏疫病 葉枯れ病 さび病	2.0-3.0 oz/Acre	4回以内	収穫7日 前まで	
ペカン	腐敗病	2.0-4.0 oz/Acre	6回以内	収穫30日 前まで	
ピスタチオ	Botryosphaeria panicle 新梢枯死症 斑点病	2.0-3.0 oz/Acre	4回以内	収穫28日 前まで	
	葉枯れ病	3.0-4.0 oz/Acre			
ばれいしょ	夏疫病	3.0-4.0 oz/Acre	6回以内	収穫7日 前まで	
	葉枯れ病	4.0 oz/Acre			
にんじん	黒葉枯れ病 斑点病 うどんこ病 さび病	2.0-3.0 oz/Acre	4回以内	収穫7日 前まで	
	ラディッシュ				
パパイヤ	うどんこ病	4 oz/Acre	4回以内	当日	
らっかせい	紋枯病菌	3.5 oz/Acre	4回以内	収穫14日 前まで	

② 11.4%トリフロキシストロビン・11.4%プロピコナゾール乳剤（米国）

作物名	適用病害虫名	使用量	本剤の使用回数	使用時期	使用方法
とうもろこし	炭疽病 褐斑病 さび病 眼紋病 灰斑病 すす紋病 斑点病	10.0-12.0 oz/Acre	2回以内	収穫30日 前まで	散布
らっかせい	夏疫病 斑点病 さび病 web blotch	7.0 oz/Acre	6回以内	収穫14日 前まで	
ペカン	黒星病 炭疽病	10.0 oz/Acre	3回以内	収穫30日 前まで	
大豆	斑点病 炭疽病 さび病 褐斑病 ダイズ黒点病 うどんこ病 葉腐病	10.0 oz/Acre	3回以内	収穫21日 前まで	

③ 125 g/Lトリフロキシストロビン・125 g/Lプロピコナゾール乳剤（米国）

作物名	適用病害虫名	使用量	本剤の使用回数	使用時期	使用方法
大豆	ダイズさび病 ダイズ斑点病	500 ml/ha	2回以内	収穫20日 前まで	散布
えん麦	Septoria leaf blotch 冠銹病	500 ml/ha	2回以内	収穫45日 前まで	

④ 187.5 g/L トリフロキシストロビン乳剤 (EU)

作物名	1回あたりの使用量		本剤の使用回数	栽培期間中の総使用量 (有効成分量)	使用時期	使用方法
	製剤量	希釈水量				
ライ麦	1 L/ha	100-400 L/ha	2回以内	0.375 kg ai/ha	42日前まで (フランス等)	散布
	0.5-1 L/ha	150-400 L/ha			35日前まで (ドイツ等)	

ai : active ingredient (有効成分)

⑤ 125 g/L トリフロキシストロビン乳剤 (EU)

作物名	1回あたりの使用量		本剤の使用回数	栽培期間中の総使用量 (有効成分量)	使用時期	使用方法
	製剤量	希釈水量				
ライ麦	0.5-1 L/ha	200-400 L/ha	2回以内	0.25 kg ai/ha	42日前まで	散布

⑥ 500 g/L トリフロキシストロビンフロアブル (EU)

作物名	1回あたりの使用量		本剤の使用回数	栽培期間中の総使用量 (有効成分量)	使用時期	使用方法
	製剤量	希釈水量				
ライ麦	0.5-1 L/ha	100-150 L/ha	2回以内	0.5 kg ai/ha	42日前まで (フランス)	散布
		200-400 L/ha			35日前まで (ドイツ)	

⑦ 50%トリフロキシストロビン顆粒水和剤 (EU)

作物名	1回あたりの使用量		本剤の使用回数	栽培期間中の総使用量 (有効成分量)	使用時期	使用方法
	製剤量	希釈水量				
さやいんげん	0.25-0.5 kg/ha	600-1200 L/ha	1回	0.25 kg ai/ha	3日前まで	散布
ぶどう	0.125-0.250 kg/ha	100-1000 L/ha	3回以内	1.875 kg ai/ha	35日前まで	
	0.12 kg/ha	1000 L/ha	3回以内	—	35日前まで	
	0.24 kg/ha	1000 L/ha	3回以内	—	8月中旬まで	

⑦ 50%トリフロキシストロビン顆粒水和剤 (EU) (つづき)

作物名	1回あたりの使用量		本剤の使用回数	栽培期間中の 総使用量 (有効成分量)	使用時期	使用方法
	製剤量	希釈水量				
ブルーベリー	0.4 kg/ha	1000-1200 L/ha	3回以内	0.6 kg ai/ha	7日前まで	散布
エルダーベリー	0.5 kg/ha	1000 L/ha		0.75 kg ai/ha	14日前まで	

⑧ 25%トリフロキシストロビン顆粒水和剤 (EU)

作物名	1回あたりの使用量		本剤の使用回数	使用時期	使用方法
	製剤量	希釈水量			
ぶどう	0.2 kg/ha	1000 L	3回以内	21日前まで	散布
	0.18 kg/ha	1000 L	3回以内	28日前まで	
	0.18-0.2 kg/ha	1000 L	3回以内	14日前まで	
	0.5 kg/ha	1000 L	4回以内	35日前まで (スロバキア等)	

⑨ 22%トリフロキシストロビンフロアブル (韓国)

作物名	1回あたりの使用量		本剤の使用回数	栽培期間中の 総使用量 (有効成分量)	使用時期	使用方法
	希釈倍数	散布液量				
はくさい	2500倍	150 mL/株	1回	-	移植前	土壌灌注
とうがらし	2000倍	1500 L/ha	3回以内	0.495 kg ai/ha	3日前まで	散布

⑩ 50%トリフロキシストロビン顆粒水和剤 (韓国)

作物名	1回あたりの使用量		本剤の使用回数	栽培期間中の 総使用量 (有効成分量)	使用時期	使用方法
	希釈倍数	散布液量				
とうがらし	4000倍	1500 L/ha	4回以内	1 kg ai/ha	3日前まで	散布

⑪ 50%トリフロキシストロビン顆粒水和剤 (ニュージーランド)

作物名	1回あたりの使用量		本剤の使用回数	栽培期間中の 総使用量 (有効成分量)	使用時期	使用方法
	製剤量	希釈水量				
キウイ	300 g/ha	500-2000 L/ha	1回	0.15 kg ai/ha	開花時	散布

⑫ 500 g トリフロキシストロビン 顆粒水和剤 (豪州)

作物名	適用病害虫名	使用量	本剤の使用回数	使用時期	使用方法
バナナ	シガトガ病 Cordana leaf spot	150 g/ha	4回以内	生育初期	散布

⑬ 187.5 g/L トリフロキシストロビン乳剤 (ブラジル)

作物名	1回あたりの使用量		本剤の使用回数	栽培期間中の 総使用量 (有効成分量)	使用時期	使用方法
	製剤量	希釈水量				
コーヒー豆	0.4-0.6 L/ha	250-500 L/ha	3回以内	0.3375 kg ai/ha	30日前まで	散布

⑭ 375 g/L トリフロキシストロビンフロアブル (ブラジル)

作物名	1回あたりの使用量		本剤の使用回数	栽培期間中の 総使用量 (有効成分量)	使用時期	使用方法
	製剤量	希釈水量				
コーヒー豆	0.25 L/ha	250-500 L/ha	3回以内	0.3 kg ai/ha	30日前まで	散布

⑮ 125 g/L トリフロキシストロビン乳剤 (ブラジル)

作物名	1回あたりの使用量		本剤の使用回数	栽培期間中の 総使用量 (有効成分量)	使用時期	使用方法
	製剤量	希釈水量				
棉	0.5-0.6 L/ha	200-300 L/ha	3回以内	0.225 kg ai/ha	21日前まで	散布

⑯ 100 g/L トリフロキシストロビン・200 g/L テブコナゾールフロアブル (ブラジル)

作物名	1回あたりの使用量		本剤の使用回数	栽培期間中の 総使用量 (有効成分量)	使用時期	使用方法
	製剤量	希釈水量				
棉	0.6 -0.75 L/ha	200 L/ha	3回以内	0.225 kg ai/ha	21日前まで	散布
		30-40 L/ha				空中散布
にんにく	0.5 L/ha	500 L/ha	3回以内	0.225 kg ai/ha	14日前まで	散布
グアバ	0.5-0.6 L/ha	1000 L/ha	4回以内	0.24 kg ai/ha	20日前まで	

⑩ 100 g/L トリフロキシストロビン・200 g/L テブコナゾール フロアブル (ブラジル)
(つづき)

作物名	1回あたりの使用量		本剤の 使用回数	栽培期間中の 総使用量 (有効成分量)	使用時期	使用方法
	製剤量	希釈水量				
パッション フルーツ	0.6 L/ha	500 L/ha	4回以内	0.2425 kg ai/ha	7日前まで	散布

⑪ 25 %トリフロキシストロビン顆粒水和剤 (南アフリカ)

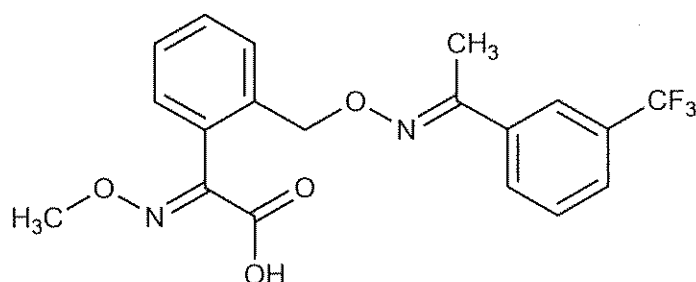
作物名	適用病害虫名	使用量	本剤の 使用回数	使用時期	使用方法
ぶどう	うどんこ病	80-240 g/ha	3回以内	果粒が豆粒サイズ より小さい時期まで	散布
		48-240 g/ha	3回以内		
		72-360 g/ha	2回以内		

3. 作物残留試験

(1) 分析の概要

① 分析対象の化合物

- ・ トリフロキシストロビン
- ・ (E, E)-メキシミノ-2-[1-(3-トリフロメチルフェニル)-エチルデソアミノキシメチル]-フェニル-酢酸
(以下、代謝物 B という。)



代謝物 B

② 分析法の概要

i) トリフロキシストロビン

試料から水・メタノール混液で抽出し、*n*-ヘキサン・ジエチルエーテル混液に転溶する。C₁₈カラム、多孔性けいそう土カラム、シリカゲルカラム又はNH₂カラムを用いて精製した後、高速液体クロマトグラフ (UV) もしくは液体クロマトグラフ・質量分析計 (LC-MS 又は LC-MS/MS) で定量する。

または、アセトン・水 (9 : 1) 混液で抽出し、C₁₈カラムを用いて精製した後、LC-MS 又は LC-MS/MS で定量する。

定量限界：0.005～0.05 ppm

ii) 代謝物 B

試料から水・メタノール混液で抽出し、*n*-ヘキサン・ジエチルエーテル混液に転溶する。C₁₈ カラム及び強陽イオン交換・オクタデシル・スチレンジビニルベンゼン共重合体 (MPC) カラムを用いて精製した後、高速液体クロマトグラフ (UV) 又は LC-MS で定量する。

代謝物 B については、換算係数 1.036 を用いてトリフロキシストロビンに換算した値を示す。

定量限界：0.005～0.04 ppm

(2) 作物残留試験結果

国内で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙1-1、海外で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙1-2～1-8を参照。

4. 魚介類への推定残留量

本剤については水系を通じた魚介類への残留が想定されることから、農林水産省から魚介類に関する個別の残留基準の設定について要請されている。このため、本剤の水産動植物被害予測濃度^{注1)}及び生物濃縮係数 (BCF : Bioconcentration Factor) から、以下のとおり魚介類中の推定残留量を算出された。

(1) 水産動植物被害予測濃度

本剤が水田以外においてのみ使用されることから、トリフロキシストロビンの非水田 PECTier1^{注2)} を算出したところ、0.032 ppb となった。

(2) 生物濃縮係数

グリオキシルフェニル環の炭素を均一に ¹⁴C で標識したトリフロキシストロビン (第一濃度区 : 0.16 ppb、第二濃度区 : 1.6 ppb) を用いた 28 日間の取込期間及び 14 日間の排泄期間を設定したブルーギルの魚類濃縮性試験が実施された。

本試験の結果から BCF_{ss}^{注3)} は 169 (第一濃度区)、106 (第二濃度区) と算出された。

(3) 推定残留量

(1) 及び (2) の結果から、トリフロキシストロビンの水産動植物被害予測濃度 : 0.032 ppb、BCF:169 とし、下記のとおり推定残留量が算出された。

推定残留量 = 0.032 ppb × (169 × 5) = 27.04 ppb ≒ 0.027 ppm

注 1) 農薬取締法第 3 条第 1 項第 6 号に基づく水産動植物の被害防止に係る農薬の登録保留基準設

定における規定に準拠

注 2) 既定の地表流出率、ドリフト率で河川中に流入するものとして算出したもの。

注 3) BCF_{ss} : 定常状態における被験物質の魚体中濃度と水中濃度比で求められた BCF。

(参考) : 平成 19 年度厚生労働科学研究費補助金食品の安心・安全確保推進研究事業「食品中に残留する農薬等におけるリスク管理手法の精密化に関する研究」分担研究「魚介類への残留基準設定法」報告書)

5. 畜産物への推定残留量

(1) 家畜残留試験 (動物飼養試験)

① 乳牛における残留試験

乳牛に対して、トリフロキシストロビンが飼料中濃度として 2、5.9 及び 21 ppm に相当する量を含むゼラチンカプセルを 28~30 日間にわたり摂食させ、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓に含まれるトリフロキシストロビン及び代謝物 B 含量を測定した (定量限界 : 0.02 ppm)。また、乳については、投与開始前日、投与開始日及び投与開始 0、1、3、7、14、21 及び 26 日後に搾乳した。各日朝夕に搾乳したものを混合して測定した。結果を表 1 に示す。

表 1. 乳牛の組織中の最大残留量 (ppm)

		2 ppm 投与群	5.9 ppm 投与群	21 ppm 投与群
筋肉	トリフロキシストロビン	—	—	<0.02
	代謝物 B	—	—	<0.02
肝臓	トリフロキシストロビン	<0.02	<0.02	<0.02
	代謝物 B	<0.02	<0.02	0.09
腎臓	トリフロキシストロビン	<0.02	<0.02	<0.02
	代謝物 B	<0.02	<0.02	0.02
大網脂肪	トリフロキシストロビン	<0.02	<0.02	0.05
	代謝物 B	<0.02	<0.02	<0.02
腎臓周囲脂肪	トリフロキシストロビン	<0.02	0.02	0.06
	代謝物 B	<0.02	0.02	<0.02
乳	トリフロキシストロビン	—	—	<0.01
	代謝物 B	—	—	<0.01

— : 測定せず

上記の結果に関連して、JMPR では乳牛及び肉牛における MDB^{注)} はそれぞれ 6.3 ppm 及び 5.2 ppm と評価している。

注) 最大飼料由来負荷 (Maximum Dietary Burden : MDB) : 飼料として用いられる全ての飼料品目に

残留基準まで残留していると仮定した場合に、飼料の摂取によって畜産動物が暴露されうる最大量のこと。飼料中残留濃度として表示される。

(参考：Residue Chemistry Test Guidelines OPPTS 860.1480 Meat/Milk/Poultry/Eggs)

②産卵鶏における残留試験

産卵鶏に対してトリフロキシストロビンが 1.5、4.5 及び 15 ppm 含有する飼料を 28 日間にわたり摂食させ、筋肉、皮膚（脂肪を含む）、腹膜脂肪及び肝臓に含まれるトリフロキシストロビン及び代謝物 B 含量を測定した（定量限界：0.02 ppm）。また、鶏卵については、試験前日、試験開始 1、3、7、14、21 及び 28 日後に採卵を行った（定量限界：0.02 ppm）。結果を表 2 に示す。

表 2. 鶏の組織中の最大残留量 (ppm)

		1.5 ppm 投与群	4.5 ppm 投与群	15 ppm 投与群
筋肉	トリフロキシストロビン	—	—	<0.02
	代謝物 B	—	—	<0.02
肝臓	トリフロキシストロビン	—	—	<0.02
	代謝物 B	—	—	<0.02
大網脂肪	トリフロキシストロビン	—	—	<0.02
	代謝物 B	—	—	<0.02
腎臓周囲脂肪	トリフロキシストロビン	—	—	<0.02
	代謝物 B	—	—	<0.02
卵	トリフロキシストロビン	—	—	<0.02
	代謝物 B	—	—	<0.02

—：測定せず

上記の結果に関連して、JMPR では産卵鶏における MDB は 2.5 ppm と評価している。

(2) 推定残留量

乳牛について、MDB と各試験における投与量から、畜産物中の推定残留量（最大値）を算出した。結果についてはトリフロキシストロビンと代謝物 B の合計値で表した。表 3-1 を参照。

表 3-1. 畜産物中の推定残留量；牛 (ppm)

	筋肉	脂肪	肝臓	腎臓	乳
乳牛	0.04	0.041	0.042	0.04	0.02

産卵鶏について、MDB と各試験における投与量から、畜産物中の推定残留量（最大値）を算出した。結果についてはトリフロキシストロビンと代謝物 B の合計値で表した。表 3-2 を参照。

表 3-2. 畜産物中の推定残留量；産卵鶏 (ppm)

	筋肉	脂肪	肝臓	卵
産卵鶏	0.04	0.04	0.04	0.04

6. ADI 及び ARfD の評価

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたトリフロキシストロビンに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

(1) ADI

無毒性量：5 mg/kg 体重/day

(動物種) イヌ

(投与方法) カプセル経口

(試験の種類) 慢性毒性試験

(期間) 1 年間

安全係数：100

ADI：0.05 mg/kg 体重/day

なお、評価に供された遺伝毒性試験の *in vitro* 試験の一部で陽性の結果が得られたが、*in vivo* 試験では陰性の結果が得られたので、トリフロキシストロビンは生体にとって問題となる遺伝毒性はないと結論されている。

(2) ARfD

設定の必要なし

トリフロキシストロビンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったため、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。

7. 諸外国における状況

2004年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準はキャベツ、核果類等に設定されている。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてアスパラガス、仁果類等に、カナダにおいてアーモンド、きゅうり等に、EUにおいてライ麦、ぶどう等に、豪州においてバナナ、いちご等に、ニュージーランドにおいてかんきつ類、キウイ等に基準値が設定されている。

8. 基準値案

(1) 残留の規制対象

農産物及び魚介類にあつては、トリフロキシストロビンのみとし、畜産物にあつては、トリフロキシトロビン及び代謝物 B とする。

一部の農産物の作物残留試験において、代謝物 B が測定されているが、一部を除き、いずれも定量限界未満であるか、親化合物に比べて微量だったことから、農産物中の規制対象物質としてはトリフロキシストロビン本体のみとすることとする。

また、畜産物にあつては、一部の家畜残留試験において、代謝物 B が親化合物より多く残留していることから、規制対象物質として代謝物 B を含めることとする。

なお、食品安全委員会による食品健康影響評価においては、農産物、畜産物及び魚介類中の暴露評価対象物質としてトリフロキシストロビン（親化合物のみ）を設定している。

(2) 基準値案

別紙 2 のとおりである。

(3) 暴露評価

1 日当たり摂取する農薬等の量の ADI に対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙 3 参照。

	TMDI/ADI (%) ^{注)}
一般 (1 歳以上)	35.7
幼小児 (1~6 歳)	72.5
妊婦	32.1
高齢者 (65 歳以上)	39.8

注) 各食品の平均摂取量は、平成 17 年~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI 試算法：基準値案×各食品の平均摂取量

トリフロキシストロビン作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) ^{注1)} 【トリフロキシストロビン/代謝物B】	
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数		
小麦 (玄麦)	2	8.8%フロアブル	750 倍散布150 L/10a	1	249 184	圃場A: <0.02/- 圃場B: <0.02/-	
	2		750 倍散布150 L/10 a 1回 +1000 倍散布148 L/10 a 2回 750 倍散布150 L/10 a 1回 +1000 倍、150 L/10 a 2回	3	7, 14, 20 7, 14, 21	圃場A: <0.02/- 圃場B: <0.02/-	
てんさい (根)	1	25%フロアブル	1000 倍散布100 L/10 a	3	7, 15, 21	圃場A: * <0.02/- (*3回, 21日) (#) ^{注2)}	
	4		1500 倍散布150 L/10 a			圃場A: <0.02/-	
			1500 倍散布150 L/10 a			圃場B: 0.010/-	
			1500 倍散布240 L/10 a			圃場C: <0.005/- 圃場D: <0.005/-	
2	400 倍散布25 L/10 a	7, 14, 21	圃場A: <0.005/- 圃場B: <0.005/-				
きゅうり (果実)	2	25%フロアブル	2500 倍散布250 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A: 0.268/0.078 圃場B: 0.20/0.072	
			2500 倍散布300 L/10 a				
温州みかん (果肉)	2	8.8%フロアブル	1500 倍散布500 L/10 a 1500 倍散布666 L/10 a	3	1, 3, 7, 14, 21	圃場A: *0.02/- (*3回, 7日) 圃場B: 0.01/-	
温州みかん (果皮)	2	8.8%フロアブル	1500 倍散布500 L/10 a 1500 倍散布666 L/10 a	3	1, 3, 7, 14, 21	圃場A: *3.70/- (*3回, 14日) 圃場B: 1.10/-	
なつみかん (果実全体)	2	8.8%フロアブル	1500 倍散布500 L/10 a 1500 倍散布556 L/10 a	3	1, 3, 6, 13, 20	圃場A: *1.16/- (*3回, 6日) 圃場B: 0.72/-	
すだち (果実)	1	8.8%フロアブル	1500 倍散布508-583 L/10 a	3	1, 3, 7, 14, 21	圃場A: 0.52/-	
かぼち (果実)	1	8.8%フロアブル	1500 倍散布556 L/10 a	3	1, 3, 7, 14, 21	圃場A: *0.15/- (*3回, 3日)	
りんご (果実)	2	25%フロアブル	1500 倍散布600 L/10 a	4	1, 7, 14, 21	圃場A: 1.20/0.02 圃場B: 0.813/*0.01 (*4回, 21日)	
日本なし (果実)	1	25%フロアブル	2000 倍散布400 L/10 a	4	1, 3, 7, 14	圃場A: 1.05/-	
西洋なし (果実)	1	25%フロアブル	2000 倍散布600 L/10 a	4	1, 3, 7, 14	圃場A: 1.94/-	
もも (果肉)	2	25%フロアブル	2000 倍散布600 L/10 a	3	1, 7, 14, 21	圃場A: <0.02/- 圃場B: *0.04/- (*3回, 7日)	
			2000 倍散布400 L/10 a				
もも (果皮)	2	25%フロアブル	2000 倍散布600 L/10 a	3	1, 7, 14, 21	圃場A: 9.10/- 圃場B: 10.4/-	
			2000 倍散布400 L/10 a				
ネクタリン (果実)	2	25%フロアブル	2000 倍散布400 L/10 a	2	1, 3, 7, 14	圃場A: 0.57/- 圃場B: 1.08/-	
すもも (果実)	2	25%フロアブル	2000 倍散布500 L/10 a	2	1, 3, 7, 14	圃場A: 0.06/- 圃場B: 0.60/-	
			2000 倍散布400 L/10 a				
うめ (果実)	2	25%フロアブル	2000 倍散布400 L/10 a	2	1, 3, 7, 14	圃場A: 0.88/- 圃場B: 2.86/-	
			2000 倍散布420 L/10 a				
おうとう (果実)	2	25%フロアブル	2000 倍散布500 L/10 a	3	1, 7, 14, 21	圃場A: *0.86/- (*3回, 21日) 圃場B: 0.96/-	
ぶどう (果実)	2	25%フロアブル	2000 倍散布500 L/10 a	1	132 172	圃場A: <0.01/- (#) 圃場B: <0.01/- (#)	
			2000 倍散布300 L/10 a				
かき (果実)	2	25%フロアブル	2000 倍散布470 L/10 a	3	1, 7, 14, 28	圃場A: *0.42/- (*3回, 7日) 圃場B: 0.36/-	
			2000 倍散布500 L/10 a				
茶 (荒茶)	3	25%フロアブル	2000 倍散布200 L/10 a	2	7, 14, 21	圃場A: 2.25/- 圃場B: 1.46/- 圃場C: 0.78/-	
茶 (浸出液)	2	25%フロアブル	2000 倍散布200 L/10 a	2	7, 14, 21	圃場A: 0.08/- 圃場B: 0.04/-	

注1) 最大残留量: 当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験 (いわゆる最大使用条件下の作物残留試験) を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留量。(参考: 平成10年8月7日付「残留農薬規準設定における暴露評価の精密化に係る意見具申」)

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合にのみ最大残留量が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について () 内に記載した。

注2) (#)印で示した作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。なお、適用範囲内で実施されていない試験条件を斜線で示した。

注3) 今回、新たに提出された作物残留試験成績に網を付けて示している。

トリフロキシストロビン海外作物残留試験一覧表(米国)

農作物	試験圃場数	試験条件			経過日数	最大残留量 (ppm) ^(E1) 【トリフロキシストロビン/代謝物B】
		剤型	使用量・使用方法	回数		
とうもろこし (穀粒)	24	125 g/L乳剤	124 g ai/ha (=50g ai/Acre)	4	29	圃場A:<0.02/<0.03 (#) ^(E2)
					28	圃場B:<0.02/<0.02 (#)
					34	圃場C:<0.02/<0.02 (#)
					35	圃場D:<0.02/<0.02 (#)
					29	圃場E:<0.02/<0.02 (#)
					30	圃場F:<0.02/<0.02 (#)
						圃場G:<0.02/<0.02 (#)
					圃場H:<0.02/<0.02 (#)	
					9, 16, 23, 30, 36	圃場I:*<0.02/*<0.02 (*4回, 30日) (#)
					29	圃場J:<0.02/<0.02 (#)
					30	圃場K:<0.02/<0.02 (#)
						圃場L:<0.02/<0.02 (#)
					圃場M:<0.02/<0.02 (#)	
					9, 16, 23, 30, 37	圃場N:*<0.02/*<0.02 (*4回, 30日) (#)
					30	圃場O:<0.02/<0.02 (#)
						圃場P:<0.02/<0.02 (#)
					29	圃場Q:<0.02/<0.02 (#)
	圃場R:<0.02/<0.02 (#)					
	30	圃場S:<0.02/<0.02 (#)				
		圃場T:<0.02/<0.02 (#)				
29	圃場U:<0.02/<0.02 (#)					
	圃場V:<0.02/<0.02 (#)					
29	圃場W:<0.02/<0.02 (#)					
	圃場X:<0.02/<0.02 (#)					
3		62 g ai/ha	4	29	圃場A:<0.02/<0.02 (#)	
				28	圃場B:<0.02/<0.02 (#)	
				29	圃場C:<0.02/<0.02 (#)	
えん麦(玄麦)	12	125 g/L乳剤	0.5 L/ha (0.063 kg ai/ha)・散布	2	40	圃場A:<0.02/<0.02
					42	圃場B:<0.02/<0.02
					55	圃場D:<0.02/<0.02
					56	圃場E:<0.02/<0.02
					83	圃場F:<0.02/<0.02
					38	圃場G:<0.02/<0.02
					39	圃場H:<0.02/<0.02
					55	圃場I:<0.02/<0.02
					49	圃場J:<0.02/<0.02
					42	圃場K:<0.02/<0.02
					57	圃場L:<0.02/<0.02
大豆(種子)	20	125 g/L乳剤	0.75 L/ha (0.09 kg ai/ha)・散布	3	20	圃場A:<0.01/-
					24	圃場B:<0.01/-
					21	圃場C:0.01/-
					20	圃場D:<0.01/-
					21	圃場E:0.01/-
					22	圃場F:0.06/-
					20	圃場G:0.01/-
					圃場H:<0.01/-	
					19	圃場I:0.03/-
					20	圃場J:<0.01/-
					圃場K:0.01/-	
					19	圃場L:<0.01/-
					20	圃場M:<0.01/-
					圃場N:<0.01/-	
					21	圃場O:<0.01/-
					圃場P:<0.01/-	
					19	圃場Q:<0.01/-
20	圃場R:<0.01/-					
18, 21, 26, 27, 32	圃場S:0.03/-					
18, 21, 24, 27, 33	圃場T:*0.02/- (*3回, 27日)					

トリフロキシストロビン海外作物残留試験一覧表(米国)

農作物	試験圃場数	試験条件			最大残留量 (ppm) ^(注1) 【トリフロキシストロビン/代謝物B】								
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数								
らっかせい (Nutmeat)	17	50%顆粒水和剤	0.14 kg/ha (0.07 kg ai/ha) ・散布	8	14	圃場A:<0.02/<0.02 (#) 圃場B:<0.02/<0.02 (#) 圃場C:<0.02/<0.02 (#)							
					13	圃場D:<0.02/<0.02 (#) 圃場E:<0.02/<0.02 (#) 圃場F:<0.02/<0.02 (#)							
					14	圃場G:<0.02/<0.02 (#) 圃場H:<0.02/<0.02 (#) 圃場I:<0.02/<0.02 (#) 圃場J:<0.02/<0.02 (#) 圃場K:<0.02/<0.02 (#)							
					17	圃場L:<0.02/<0.02 (#)							
					14	圃場M:<0.02/<0.02 (#)							
					15	圃場N:<0.02/<0.02 (#)							
					14	圃場O:<0.02/<0.02 (#)							
					16	圃場P:<0.02/<0.02 (#)							
					14	圃場Q:<0.02/<0.02 (#)							
					12	0.28 kg/ha (0.141 kg ai/ha)・散布	8	0, 3, 7, 14, 21	圃場A:*<0.02/*<0.02 (*8回, 14日) (#) 圃場B:<0.02/<0.02 (#) 圃場C:<0.02/<0.02 (#) 圃場D:<0.02/<0.02 (#) 圃場E:<0.02/<0.02 (#) 圃場F:<0.02/<0.02 (#)				
								14	圃場G:<0.02/<0.02 (#) 圃場H:<0.02/<0.02 (#)				
								17	圃場I:<0.02/<0.02 (#)				
	14	圃場J:<0.02/<0.02 (#)											
	0, 3, 8, 15, 22	圃場K:*<0.02/*<0.02 (*8回, 15日) (#) 圃場L:<0.02/<0.02 (#)											
	14	圃場M:<0.02/<0.02 (#)											
	5	125 g/L乳剤	0.6 kg/ha (0.07 kg ai/ha)・散布	8	14	圃場A:<0.02/<0.02 (#) 圃場B:<0.02/<0.02 (#) 圃場C:<0.02/<0.02 (#)							
					13	圃場D:<0.02/<0.02 (#)							
					14	圃場E:<0.02/<0.02 (#)							
ばれいしょ (塊茎)	15	50%顆粒水和剤	0.28 kg/ha (0.141 kg ai/ha)・散布	6	7	圃場A:<0.02/<0.02 圃場B:<0.02/<0.02 圃場C:<0.02/<0.02 圃場D:<0.02/<0.02							
					0, 7	圃場E:<0.02/<0.02 圃場F:<0.02/<0.02 圃場G:<0.02/<0.02 圃場H:<0.02/<0.02 圃場I:<0.02/<0.02							
					7	圃場J:<0.02/<0.02 圃場K:<0.02/<0.02 圃場L:<0.02/<0.02 圃場M:<0.02/<0.02 圃場N:<0.02/<0.02 圃場O:<0.02/<0.02							
					6	50%顆粒水和剤	0.28 kg/ha (0.141 kg ai/ha)・散布	2	7	圃場A:<0.02/<0.02 圃場B:0.036/0.038 圃場C:0.058/0.022			
									6	圃場D:<0.02/0.036			
									8	圃場E:0.041/0.035 圃場F:<0.02/0.038			
									6	0.59 kg/ha (0.29 kg ai/ha)・散布	2	7	圃場A:0.05/<0.02 圃場B:0.1/0.067 圃場C:0.12/0.041 圃場D:<0.02/0.052
												8	圃場E:0.08/0.028 圃場F:0.03/0.091

トリフロキシストロビン海外作物残留試験一覧表(米国)

農作物	試験圃場数	試験条件			最大残留量 (ppm) 注1)	
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	【トリフロキシストロビン/代謝物B】
ラディッシュ (葉部)	6	50%顆粒水和剤	0.28 kg/ha (0.141 kg ai/ha)・散布	2	7	圃場A:2.6/0.048 圃場B:6.0/0.24 圃場C:7.0/0.33
					6	圃場D:0.08/0.069
					8	圃場E:0.34/0.12
					7	圃場F:0.25/0.12
	6	50%顆粒水和剤	0.59 kg/ha (0.29 kg ai/ha) ・散布	2	7	圃場A:7.8/0.089 圃場B:9.8/0.31 圃場C:17.0/0.53
					6	圃場D:0.13/0.2
					8	圃場E:0.86/0.12
					7	圃場F:0.48/0.22
アスパラガス (可食部)	7	50%顆粒水和剤	0.28 kg/ha (0.141 kg ai/ha)・散布	3	92, 98	圃場A:*<0.05/*<0.02 (#) (*3回, 98日)
					100	圃場B:<0.05/<0.02 (#)
					167	圃場C:<0.05/<0.02
					181	圃場D:<0.05/<0.02
					176	圃場E:<0.05/<0.02
					180	圃場F:<0.05/<0.02
					176, 188	圃場G:*<0.05/*<0.02 (*3回, 188日)
					6	圃場A:0.037/0.021 (#) 圃場B:<0.02/<0.02 (#) 圃場C:<0.02/<0.02 (#) 圃場D:<0.02/<0.02 (#) 圃場E:0.025/<0.02 (#) 圃場F:0.022/<0.02 (#) 圃場G:<0.02/<0.02 (#) 圃場H:<0.02/<0.02 (#)
ピーマン (果実)	6	50%顆粒水和剤	0.28 kg/ha (0.141 kg ai/ha)・散布	8	3	圃場A:0.03/<0.02 (#)
					0, 1, 3, 5	圃場B:*<0.035/*<0.02 (*8回, 3日) (#) 圃場C:0.115/<0.02 (#) 圃場D:0.045/<0.02 (#) 圃場E:0.13/<0.02 (#) 圃場F:0.115/<0.02 (#)
					3	圃場A:0.20/0.035 (#) 圃場B:0.54/0.031 (#) 圃場C:0.51/0.027 (#) 圃場D:0.37/<0.020 (#) 圃場E:0.85/<0.020 (#) 圃場F:1.6/<0.020 (#) 圃場G:0.45/<0.020 (#) 圃場H:0.26/<0.020 (#) 圃場I:0.24/0.028 (#)
					7	圃場A:0.07/<0.02 圃場B:0.15/<0.02 圃場C:0.27/0.04 圃場D:0.22/0.035
					30	圃場A:<0.02/<0.02 (#)
					0, 8, 15, 22, 29, 36	圃場B:*<0.02/*<0.02 (*8回, 29日) (#)
セロリ (茎葉)	9	50%顆粒水和剤	0.28 kg/ha (0.141 kg ai/ha)・散布	4	6	圃場A:0.07/<0.02 圃場B:0.15/<0.02 圃場C:0.27/0.04 圃場D:0.22/0.035
					7	圃場A:<0.02/<0.02 (#) 圃場B:<0.02/<0.02 (#) 圃場C:*<0.02/*<0.02 (*8回, 29日) (#) 圃場D:<0.02/<0.02 (#)
					8	圃場A:<0.02/<0.02 (#) 圃場B:<0.02/<0.02 (#) 圃場C:<0.02/<0.02 (#) 圃場D:<0.02/<0.02 (#)
					7	圃場A:<0.02/<0.02 (#) 圃場B:<0.02/<0.02 (#) 圃場C:<0.02/<0.02 (#) 圃場D:<0.02/<0.02 (#)
	2	50%顆粒水和剤	0.28 kg/ha (0.141 kg ai/ha) ・散布(慣行水量)	8	7	圃場A:<0.02/<0.02 (#) 圃場B:<0.02/<0.02 (#) 圃場C:<0.02/<0.02 (#) 圃場D:<0.02/<0.02 (#)
					8	圃場A:<0.02/<0.02 (#) 圃場B:<0.02/<0.02 (#) 圃場C:<0.02/<0.02 (#) 圃場D:<0.02/<0.02 (#)
					30	圃場A:<0.02/<0.02 (#) 圃場B:<0.02/<0.02 (#) 圃場C:<0.02/<0.02 (#) 圃場D:<0.02/<0.02 (#)
					0, 8, 15, 22, 29, 36	圃場A:<0.02/<0.02 (#) 圃場B:<0.02/<0.02 (#) 圃場C:<0.02/<0.02 (#) 圃場D:<0.02/<0.02 (#)
ベカン (可食部)	4	125 g/L乳剤	0.28 kg/ha (0.141 kg ai/ha) ・散布(慣行水量)	8	30	圃場A:<0.02/<0.02 (#) 圃場B:<0.02/<0.02 (#) 圃場C:<0.02/<0.02 (#) 圃場D:<0.02/<0.02 (#)
					28	圃場A:<0.02/<0.02 (#) 圃場B:<0.02/<0.02 (#) 圃場C:<0.02/<0.02 (#) 圃場D:<0.02/<0.02 (#)
	4	125 g/L乳剤	0.28 kg/ha (0.141 kg ai/ha) ・散布(少水量)	8	30	圃場A:<0.02/<0.02 (#) 圃場B:<0.02/<0.02 (#) 圃場C:<0.02/<0.02 (#) 圃場D:<0.02/<0.02 (#)
					34	圃場A:<0.02/<0.02 (#) 圃場B:<0.02/<0.02 (#) 圃場C:<0.02/<0.02 (#) 圃場D:<0.02/<0.02 (#)

トリフロキシストロビン海外作物残留試験一覧表(米国)

農作物	試験圃場数	試験条件			経過日数	最大残留量 (ppm) ^{注1)} 【トリフロキシストロビン/代謝物B】
		剤型	使用量・使用方法	回数		
ピスタチオ	3	50%顆粒水和剤	0.28 kg/ha (0.141 kg ai/ha) ・散布(慣行水量)	4	7, 14, 21	圃場A: * < 0.01 / - (*4回, 21日) (#) 圃場B: * < 0.01 / - (*4回, 21日) (#)
					3, 7, 14, 21, 28, 35	圃場C: < 0.01 / -
	3		0.28 kg/ha (0.141 kg ai/ha) ・散布(少水量)	4	7, 14, 21	圃場A: * < 0.01 / - (*4回, 21日) (#) 圃場B: * < 0.01 / - (*4回, 21日) (#)
					3, 7, 14, 21, 28, 35	圃場C: < 0.01 / -
アーモンド	3	50%顆粒水和剤	0.28 kg/ha (0.141 kg ai/ha) ・散布(慣行水量)	4	40, 49, 55, 63, 68	圃場A: * < 0.02 / * < 0.02 (*4回, 40日)
					63	圃場B: < 0.02 / < 0.02
	3		0.28 kg/ha (0.141 kg ai/ha) ・散布(少水量)	4	53	圃場C: < 0.02 / < 0.02
					63	圃場A: < 0.02 / < 0.02 圃場B: < 0.02 / < 0.02 圃場C: < 0.02 / < 0.02
				62		

注1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留量。（参考：平成10年8月7日付「残留農薬規準設定における暴露評価の精密化に係る意見具申」）

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合にのみ最大残留量が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について（ ）内に記載した。

注2) (#)印で示した作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。なお、適用範囲内で実施されていない試験条件を斜体で示した。

トリフロキシストロピン海外作物残留試験一覧表(EU)

農作物	試験圃場数	試験条件			最大残留量 (ppm) (注1)	
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	【トリフロキシストロピン/代謝物B】
ライ麦 (玄麦)	4	100 g/L フロアブル	各回1 L/ha (0.1 kg ai/ha)・散布	2	56	圃場A: <0.01/<0.01 (#) (注2)
		125 g/L 乳剤	各回2 L/ha (0.25 kg ai/ha)・散布		34, 41	圃場A: *0.05/*<0.02 (*2回, 34日)
		187.5 g/L 乳剤	各回1 L/ha (0.19 kg ai/ha)・散布		35, 47 34, 41	圃場A: <0.02/<0.02 圃場B: *<0.02/*<0.02 (*2回, 34日)
さやいんげん (さや付き子実)	12	50% 顆粒水和剤	各回0.25 kg/ha (0.125 kg ai/ha)・ 散布	3	0, 1, 3, 6	圃場A: *0.09/*<0.02 (*3回, 3日) (#)
					0, 1, 3, 5	圃場B: *0.10/*<0.02 (*3回, 3日) (#)
					0, 1, 3, 5	圃場C: *0.17/*<0.02 (*3回, 3日) (#)
					0, 1, 3, 6	圃場D: *0.13/*<0.02 (*3回, 3日) (#)
					0, 1, 3	圃場E: *0.35/*<0.02 (*3回, 3日) (#)
					0, 1, 3	圃場F: *0.11/*<0.02 (*3回, 3日) (#)
					0, 1, 3	圃場G: *0.18/*<0.02 (*3回, 3日) (#)
					0, 1, 3	圃場H: *0.10/*<0.02 (*3回, 3日) (#)
		各回0.4 kg/ha (0.2 kg ai/ha)・ 散布	2	0, 7, 14, 21	圃場I: *0.06/*<0.02 (*2回, 7日) (#)	
				0, 7, 13, 21	圃場J: *0.08/*<0.02 (*2回, 7日) (#)	
ぶどう	6	25% 顆粒水和剤	各回750 g/ha(設定量) (0.15-0.21 kg ai/ha)・散布	8	0, 14, 28, 35, 42	圃場A: *0.31/*0.04 (*8回, 35日) (#)
					0, 14, 28, 35, 43	圃場A: *0.34/*0.03 (*8回, 35日) (#)
		50% 顆粒水和剤	各回375 g/ha(設定量) (0.17-0.19 kg ai/ha)・散布	8	0, 21, 35, 41, 48	圃場A: *0.52/*0.12 (*8回, 21日) (#)
					0, 14, 28, 35, 42	圃場A: *1.18/*0.03 (*8回, 28日) (#)
		25% 顆粒水和剤	1-7回目: 750 g/ha(設定量) 8回目: 800 g/ha(設定量) (0.20-0.23 kg ai/ha)・散布	8	0, 14, 28, 35, 42	圃場A: *0.97/*0.04 (*8回, 35日) (#)
					0, 21, 35, 41, 48	圃場A: *1.78/*0.11 (*8回, 21日) (#)
	5	50% 顆粒水和剤	各回375 g/ha (0.19 kg ai/ha)・散布	7	0, 7, 14, 28, 35	圃場A: *1.30/*0.05 (*8回, 35日) (#)
					35	圃場A: 2.03/0.08 (#)
		25% 顆粒水和剤	各回750 g/ha (0.188 kg ai/ha)・散布	7	0, 7, 14, 28, 35	圃場A: *0.11/*0.05 (*8回, 35日) (#)
					35	圃場A: 0.18/0.07 (#)
					0, 7, 14, 28, 41	圃場A: *0.81/*0.06 (*7回, 28日) (#)
	4	25% 顆粒水和剤	各回750 g/ha (0.188 kg ai/ha)・散布	6	35	圃場A: 1.80/0.07 (#)
					40 41	圃場B: 2.24/0.03 (#) 圃場C: 1.68/0.07 (#) 圃場D: 0.67/0.08 (#)
	2	25% 顆粒水和剤	各回1000 g/ha (0.188 kg ai/ha)・散布	8	0, 28, 35, 42, 49	圃場A: *0.25/*0.09 (*8回, 28日) (#) 圃場B: *0.64/*0.06 (*8回, 28日) (#)
	ブラックカレント (果実)	6	50% 顆粒水和剤	各回製剤約0.5 kg/ha (0.25 kg ai/ha)・散布	3	0, 3, 5, 7, 10
0, 3, 5, 7, 9						圃場C: 0.76/0.03
0, 4, 7						圃場D: 0.80/<0.02
0, 3, 5, 7, 10						圃場E: 0.43/<0.02
0, 3, 7						圃場F: 1.11/<0.02

注1) 最大残留量: 当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験(いわゆる最大使用条件下の作物残留試験)を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留量。(参考:平成10年8月7日付「残留農薬規準設定における暴露評価の精密化に係る意見書」)

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合にのみ最大残留量が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について()内に記載した。

注2) (#)印で示した作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。なお、適用範囲内で実施されていない試験条件を斜体で示した。

注3) 今回、新たに提出された作物残留試験成績に網を付けて示している。

トリフロキシストロビン海外作物残留試験一覧表(韓国)

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) ⁽¹⁾ 【トリフロキシストロビン/代謝物B】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
はくさい (葉球)	2	25% フロアブル	1500倍希釈液 150 mL/株・土壌灌注	1	21	圃場A:0.16/<0.04 (#) ⁽²⁾
			1500倍希釈液 300 mL/株・土壌灌注	1	21	圃場B:0.21/0.10 (#)
とうがらし (果実)	1	25% フロアブル	2000倍希釈液 2000 L/ha・散布	3	1, 3, 5, 7	圃場A:1.14/<0.03 (3回, 3日) (#)

注1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留量。（参考：平成10年8月7日付「残留農薬規準設定における暴露評価の精密化に係る意見具申」）

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合にのみ最大残留量が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について（ ）内に記載した。

注2) (#)印で示した作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。なお、適用範囲内で実施されていない試験条件を斜体で示した。

トリフロキシストロピン海外作物残留試験一覧表(ニュージーランド)

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) ^{注1)} 【トリフロキシストロピン/代謝物B】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
キウイー	6	50%顆粒水和剤	500 g/ha (0.25 kg ai/ha)・散布	1	39, 55, 64, 72, 78, 85, 95, 149	圃場A:<0.02/<0.02 (1回, 149日) (#) ^{注2)}
					39, 58, 65, 72, 80, 142	圃場B:<0.02/<0.02 (1回, 142日) (#)
					32, 51, 58, 65, 73, 135	圃場C:<0.02/<0.02 (1回, 135日) (#)
					23, 44, 51, 58, 66, 128	圃場D:0.06/<0.02 (1回, 128日) (#)
					37, 58, 65, 80, 108, 142	圃場E:<0.02/<0.02 (1回, 142日) (#)
					39, 55, 64, 72, 78, 85, 95, 149	圃場F:<0.02/<0.02 (1回, 149日) (#)
	1		260 g/ha (0.13 kg ai/ha)・散布	1	57, 64, 70, 78, 92, 163	圃場A:<0.02/<0.02 (1回, 163日)

注1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留量。（参考：平成10年8月7日付「残留農薬規準設定における暴露評価の精密化に係る意見具申」）

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合にのみ最大残留量が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について（ ）内に記載した。

注2) (#)印で示した作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。なお、適用範囲内で実施されていない試験条件を斜体で示した。

トリフロキシストロビン海外作物残留試験一覧表(豪州)

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) ^(注1) 【トリフロキシストロビン/代謝物B】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
バナナ (果実：無袋)	2	50%顆粒水和剤	各回0.18 kg/ha (0.09 kg ai/ha)・散布	4	0, 1, 3	圃場A: *0.071/*0.017 (*4回, 3日) 圃場B: *0.018/*<0.01 (*4回, 3日)
	2	75 g/L乳剤	各回1.2 L/ha (0.09 kg ai/ha)・散布	4	0, 1, 3	圃場A: *0.36/*0.015 (*4回, 1日) (#) ^(注2) 圃場B: *0.062/*0.017 (*4回, 3日) (#)
	2	500 g/Lフロアブル	各回0.18 L/ha (0.09 kg ai/ha)・散布	4	0, 1, 3	圃場A: *0.126/*0.023 (*4回, 3日) 圃場B: *0.029/*<0.01 (*4回, 3日)
バナナ (果実：有袋)	2	50%顆粒水和剤	各回0.18 kg/ha (0.09 kg ai/ha)・散布	4	0, 1, 3	圃場A: *<0.01/*<0.01 (*4回, 0日) 圃場B: *<0.01/*<0.01 (*4回, 0日)
	2	75 g/L乳剤	各回1.2 L/ha (0.09 kg ai/ha)・散布	4	0, 1, 3	圃場A: *<0.01/*<0.01 (*4回, 0日) 圃場B: *<0.01/*<0.01 (*4回, 0日)
	2	500 g/Lフロアブル	各回0.18 L/ha (0.09 kg ai/ha)・散布	4	0, 1, 3	圃場A: *<0.01/*<0.01 (*4回, 0日) 圃場B: *<0.01/*<0.01 (*4回, 0日)

注1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留量。（参考：平成10年8月7日付「残留農薬規準設定における暴露評価の精密化に係る意見具申」）

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合にのみ最大残留量が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について（ ）内に記載した。

注2) (#)印で示した作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。なお、適用範囲内で実施されていない試験条件を斜体で示した。

トリフロキシストロビン海外作物残留試験一覧表(ブラジル)

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) ^{注1)} 【トリフロキシストロビン/代謝物B】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
にんにく (鱗茎)	3	100 g/Lフロアブル	0.75 L/ha (0.15 kg ai/ha)・散布	5	14	圃場A:<0.05/- (H) ^{注2)} 圃場B:<0.05/- (H) 圃場C:<0.05/- (H)
グアバ (果実)	3	100 g/Lフロアブル	0.75 L/ha (0.075 kg ai/ha)・散布	5	20	圃場A:<0.05/- (H) 圃場B:<0.05/- (H)
					0, 5, 10, 20, 30	圃場C:*<0.05/- (*5回, 20日) (H)
パッションフルーツ (果実)	3	100 g/Lフロアブル	0.6 L/ha (0.12 kg ai/ha)・散布	4	7	圃場A:<0.05/- (H) 圃場B:<0.05/- (H)
					0, 3, 5, 7, 10	圃場C:*<0.05/- (*4回, 7日) (H)
コーヒー豆 (乾燥子実)	4	187.5 g/L乳剤	0.6 L/ha (0.12 kg ai/ha)・散布	3	30	圃場A:<0.05/- 圃場B:<0.05/- 圃場C:<0.05/- 圃場D:<0.05/-
綿実 (種子)	3	125 g/L乳剤	0.8 L/ha (0.27 kg ai/ha)・散布	3	21	圃場A:<0.05/- (H) 圃場B:<0.05/- (H) 圃場C:<0.05/- (H)
	3	100 g/Lフロアブル	0.75 L/ha (0.25 kg ai/ha)・散布	5	21	圃場A:<0.05/- (H) 圃場B:<0.05/- (H) 圃場C:<0.05/- (H)

注1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留量。（参考：平成10年8月7日付「残留農薬規程設定における暴露評価の精密化に係る意見具申」）

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合にのみ最大残留量が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について（ ）内に記載した。

注2) (H)印で示した作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。なお、適用範囲内で実施されていない試験条件を斜体で示した。

トリフロキシストロビン海外作物残留試験一覧表(南アフリカ)

農作物	試験圃場数	試験条件			最大残留量 (ppm) ^(注1) 【トリフロキシストロビン/代謝物B】
		剤型	使用量・使用方法	回数 経過日数	
ぶどう	3	125 g/L 乳剤	各回製剤1000倍希釈液 (500-1500L/ha)、 (0.063-0.19 kg ai/ha)・散布	7 0, 3, 7, 14, 21, 28, 42	圃場A:*0.24/*0.14 (*7回, 14日) (#) ^(注2)
			各回製剤500倍希釈液 (500-1500 L/ha)、 (0.13-0.38 kg ai/ha)・散布		圃場A:*1.25/*0.27 (*7回, 14日) (#)
		50% 顆粒水和剤	各回製剤1000倍希釈液 (500-1500 L/ha)、 (0.063-0.19 kg ai/ha)・散布	7 0, 3, 7, 14, 21, 28, 42	圃場A:*0.11/*0.04 (*7回, 14日) (#)

注1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留量。（参考：平成10年8月7日付「残留農薬規準設定における暴露評価の精密化に係る意見具申」）

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合のみ最大残留量が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について（ ）内に記載した。

注2) (#)印で示した作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。なお、適用範囲内で実施されていない試験条件を斜体で示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)※	2	2		5		
小麦	0.2	0.2	○	0.2		
大麦	0.5	0.5		0.5		
ライ麦	0.05	0.05			0.05; EU	【<0.01-0.05(#)(n=4)(EU)】
とうもろこし	0.05	0.05		0.02	0.05; 米国	【<0.02(#)(n=27)(米国)】
その他の穀類	0.05	0.05			0.05; 米国	【<0.02(えん麦)(n=12)(米国)】
大豆	0.08	0.08			0.08; 米国	【<0.01-0.06(n=20)(米国)】
らっかせい	0.05	0.05		0.02	0.05; 米国	【<0.02(#)(n=34)(米国)】
ばれいしょ	0.04	0.04		0.02	0.04; 米国	【<0.02(n=15)(米国)】
てんさい	0.05	0.05	○	0.05		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1	0.1		0.08	0.1; 米国	【<0.02-0.12(n=12)(米国)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	15			15		
かぶ類の根	0.1	0.1			0.1; 米国	【米国ラディッシュ、にんじん参照】
西洋わさび	0.1	0.1			0.1; 米国	【米国ラディッシュ、にんじん参照】
はくさい	0.5	0.5			0.5; 韓国	【0.16-0.21(#)(n=2)(韓国)】
キャベツ	0.5	0.5		0.5		
芽キャベツ	0.1	0.1		0.1		
カリフラワー	0.5	0.5		0.5		
ブロッコリー	0.5	0.5		0.5		
ごぼう	0.1	0.1			0.1; 米国	【米国ラディッシュ、にんじん参照】
サルシフィー	0.1	0.1			0.1; 米国	【米国ラディッシュ、にんじん参照】
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	15			15		
その他のきく科野菜	4	4			3.5; 米国	【米国セロリ参照】
ねぎ(リーキを含む。)	0.7	0.7		0.7		
にんにく	0.05	0.05			0.05; ブラジル	【<0.05(#)(n=3)(ブラジル)】
アスパラガス	0.07	0.07		0.05	0.07; 米国	【<0.05(n=7)(米国)】
にんじん	0.1	0.1		0.1	0.1; 米国	【<0.02-0.06(n=10)(米国)】
パースニップ	0.1	0.1			0.1; 米国	【米国ラディッシュ、にんじん参照】
セロリ	4	4		1	3.5; 米国	【0.20-1.6(#)(n=9)(米国)】
その他のせり科野菜	4	4			3.5; 米国	【米国セロリ参照】
トマト	0.7	0.7		0.7		
ピーマン	0.5	0.5		0.3	0.5; 米国	【0.03-0.13(n=6)(米国)】
なす	0.7	0.5		0.7		
その他のなす科野菜	2	2			2; 韓国	【1.14(とうがらし)(n=1)(韓国)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7	○	0.3		0.268, 0.20
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.3		0.3		
しろうり	0.3	0.3		0.3		
すいか	0.3	0.3		0.3		
メロン類果実	0.3	0.3		0.3		
まくわうり	0.3	0.3		0.3		
その他のうり科野菜	0.3	0.3		0.3		
未成熟いんげん	0.5	0.5			0.5; EU	【0.03-0.35(さやいんげん)(n=12)(EU)】
えだまめ	0.08	0.08			0.08; 米国	【米国大豆参照】
その他の野菜	4	4			3.5; 米国	【米国セロリ参照】
みかん	0.1		申			0.02, <0.01
なつみかんの果実全体	3	0.5	申	0.5		1.16(\$), 0.72
レモン	3	0.5	申	0.5		(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	3	0.5	申	0.5		(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	3	0.5	申	0.5		(なつみかんの果実全体参照)
ライム	3	0.5	申	0.5		(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	3	0.5	申	0.5		(なつみかんの果実全体参照)
りんご	3	3	○	0.7		1.20, 0.813

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
日本なし	5	5	○	0.7		1.05(日本なし),1.94(西洋なし)
西洋なし	5	5	○	0.7		1.05(日本なし),1.94(西洋なし)
マルメロ	0.7	0.7		0.7		
びわ	0.7	0.7		0.7		
もも	0.2	0.2	○			<0.02, 0.04
ネクタリン	3	3	○	3		
あんず(アブリコットを含む。)	5	5	○	3		(うめ参照)
すもも(プルーンを含む。)	3	3	○	3		
うめ	5	5	○	3		0.88, 2.86(\$)
おうとう(チェリーを含む。)	3	3	○	3		
いちご	1	0.2		1		
ブルーベリー	2		IT		2 EU	【EUブラックカラント参照】
その他のベリー類果実	2		IT		2 EU	【0.26-1.1(ブラックカラント)(n=6)(EU)】
ぶどう	5	5	○	3	5 EU	【0.11-2.24(#)(n=17)(EU)】 【0.11(#)-1.25(#)(n=3)(南アフリカ)】
かき	1	1	○			0.42, 0.36
バナナ	0.5	0.5		0.05	0.5 豪州	【0.018-0.36(バナナ(無袋))(n=6)(豪州)】 【<0.01(バナナ(有袋))(n=6)(豪州)】
キウイ	0.02	0.02		0.02	0.02 ニュージーランド	【<0.02-0.06(#)(n=7)(ニュージーランド)】
パパイヤ	0.7	0.7		0.6	0.7 米国	【0.07-0.27(n=4)(米国)】
グアバ	0.05	0.05		0.05	0.05 ブラジル	【<0.05(#)(n=3)(ブラジル)】
マンゴー	0.7	0.7		0.7	0.7 米国	【米国パパイヤ参照】
パッションフルーツ	0.05	0.05		0.05	0.05 ブラジル	【<0.05(#)(n=3)(ブラジル)】
その他の果実	0.7	0.7		0.3		【米国パパイヤ参照】
綿実	0.05	0.05		0.05	0.05 ブラジル	【<0.05(n=6)(ブラジル)】
ぎんなん	0.02	0.02		0.02		
くり	0.04	0.04		0.02	0.04 米国	【米国ヘカン,アーモンド参照】
ペカン	0.04	0.04		0.02	0.04 米国	【<0.02(#)(n=11)(米国)】
アーモンド	0.04	0.04		0.02	0.04 米国	【<0.02(n=6)(米国)】
くるみ	0.04	0.04		0.02	0.04 米国	【米国ペカン,アーモンド参照】
その他のナッツ類	0.04	0.04		0.02	0.04 米国	【<0.01(ピスタチオ)(n=6)(米国)】
茶	5	5	○			2.25, 1.46,(荒茶)
コーヒー豆	0.05	0.05			0.05 ブラジル	【<0.05(n=4)(ブラジル)】
ホップ	40	40		40		
その他のスパイス	10	4	申			3.70(\$), 1.10(みかんの果皮)
その他のハーブ	4	4			3.5 米国	【米国セロ参照】
牛の筋肉	0.05	0.05		0.05		【推:0.04】
豚の筋肉	0.05	0.05		0.05		【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05		0.05		【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.05	0.05		0.05		【推:0.041】
豚の脂肪	0.05	0.05		0.05		【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05		0.05		【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.05	0.05		0.05		【推:0.042】
豚の肝臓	0.05	0.05		0.05		【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05		0.05		【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.04	0.04		0.04		【推:0.04】
豚の腎臓	0.04	0.04		0.04		【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.04	0.04		0.04		【牛の腎臓参照】

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の食用部分	0.05	0.05		0.05		【牛の肝臓参照】
豚の食用部分	0.05	0.05		0.05		【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05		0.05		【牛の肝臓参照】
乳	0.02	0.02		0.02		【推:0.02】
鶏の筋肉	0.04	0.04		0.04		【推:0.04】
その他の家きんの筋肉	0.04	0.04		0.04		【鶏の筋肉参照】
鶏の脂肪	0.04	0.04		0.04		【推:0.04】
その他の家きんの脂肪	0.04	0.04		0.04		【鶏の脂肪参照】
鶏の肝臓	0.04	0.04		0.04		【推:0.04】
その他の家きんの肝臓	0.04	0.04		0.04		【鶏の肝臓参照】
鶏の腎臓	0.04	0.04		0.04		【鶏の肝臓参照】
その他の家きんの腎臓	0.04	0.04		0.04		【鶏の肝臓参照】
鶏の食用部分	0.04	0.04		0.04		【鶏の肝臓参照】
その他の家きんの食用部分	0.04	0.04		0.04		【鶏の肝臓参照】
鶏の卵	0.04	0.04		0.04		【推:0.04】
その他の家きんの卵	0.04	0.04		0.04		【鶏の卵参照】
魚介類	0.03	0.03				推:0.027
米ぬか		7		7		
精米		0.9				
小麦ふすま		0.5		0.5		
干しぶどう		5		5		
食用オリーブ油(バージンオイルに限る。)				0.9		
食用オリーブ油(バージンオイルを除く。)				1.2		

本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、国内において農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

「登録有無」の欄に「IT」の記載があるものは、インポートライセンス申請に基づく基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

※「米」の基準値について;

Codex基準における「Rice」及び米国基準における「Rice, grain」については、「初米」に対する基準値であり、我が国における「玄米」に相当する食品への基準は設定されていない。ただし、2004年のJMPRによる評価において、精米への加工係数が0.18、米ぬかへの加工係数が1.4と設定されている。また、米の基準値設定のための試験データより、精米と米ぬかの重量比が88%:12%と算出されたことから、「米(玄米)」の基準値として2ppmを設定することとした。 $(5\text{mg/kg} \times 0.18 \times 88\% (\text{精米}) + 5\text{mg/kg} \times 1.4 \times 12\% (\text{米ぬか})) \approx 1.64\text{mg/kg} (\text{玄米})$

加工食品である米ぬか、精米、小麦ふすま、干しぶどう、食用オリーブ油(バージンオイルに限る。)及び食用オリーブ油(バージンオイルを除く。)については、国際基準が設定されているものの、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする(加工係数:JMPRにおいて、2.7(小麦ふすま)、2.3(干しぶどう)、4.15(食用オリーブ油(バージンオイルに限る。))、3(食用オリーブ油(バージンオイルを除く。))と評価されている。)

トリフロキシストロビン推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品名	基準値案 (ppm)	一般 (1歳以上) TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
米 (玄米をいう。)	2	328.4	171.4	210.6	360.4
小麦	0.2	12.0	8.9	13.8	10.0
大麦	0.5	2.7	2.2	4.4	2.2
ライ麦	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
とうもろこし	0.05	0.2	0.3	0.3	0.2
その他の穀類	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
大豆	0.08	3.1	1.6	2.5	3.7
らっかせい	0.05	0.1	0.0	0.0	0.1
ばれいしょ	0.04	1.5	1.4	1.7	1.4
てんさい	0.05	1.6	1.4	2.1	1.7
だいこん類 (ラディッシュを含む。)の根	0.1	3.3	1.1	2.1	4.6
だいこん類 (ラディッシュを含む。)の葉	15	25.5	9.0	46.5	42.0
かぶ類の根	0.1	0.3	0.1	0.0	0.5
西洋わさび	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
はくさい	0.5	8.9	2.6	8.3	10.8
キャベツ	0.5	12.1	5.8	9.5	11.9
芽キャベツ	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
カリフラワー	0.5	0.3	0.1	0.1	0.3
ブロッコリー	0.5	2.6	1.7	2.8	2.9
ごぼう	0.1	0.4	0.2	0.4	0.5
サルシフィー	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	15	144.0	66.0	171.0	138.0
その他のきく科野菜	4	6.0	0.4	2.4	10.4
ねぎ (リーキを含む。)	0.7	6.6	2.6	4.8	7.5
にんにく	0.05	0.0	0.0	0.1	0.0
アスパラガス	0.07	0.1	0.0	0.1	0.2
にんじん	0.1	1.9	1.4	2.3	1.9
パースニップ	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
セロリ	4	4.8	2.4	1.2	4.8
その他のせり科野菜	4	0.8	0.4	1.2	1.2
トマト	0.7	22.5	13.3	22.4	25.6
ピーマン	0.5	2.4	1.1	3.8	2.5
なす	0.7	8.4	1.5	7.0	12.0
その他のなす科野菜	2	2.2	0.2	2.4	2.4
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.7	14.5	6.7	9.9	17.9
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.3	2.8	1.1	2.4	3.9
しろうり	0.3	0.2	0.0	0.0	0.3
すいか	0.3	2.3	1.7	4.3	3.4
メロン類果実	0.3	1.1	0.8	1.3	1.3
まくわうり	0.3	0.1	0.0	0.0	0.2
その他のうり科野菜	0.3	0.8	0.4	0.2	1.0
未成熟いんげん	0.5	1.2	0.6	0.1	1.6
えだまめ	0.08	0.1	0.1	0.0	0.2
その他の野菜	4	53.6	25.2	40.4	56.4
みかん	0.1	1.8	1.6	0.1	2.6
なつみかんの果実全体	3	3.9	2.1	14.4	6.3
レモン	3	1.5	0.3	0.6	1.8
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	3	21.0	43.8	37.5	12.6
グレープフルーツ	3	12.6	6.9	26.7	10.5

食品名	基準値案 (ppm)	一般 (1歳以上) TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
ライム	3	0.3	0.3	0.3	0.3
その他のかんきつ類果実	3	17.7	8.1	7.5	28.5
りんご	3	72.6	92.7	56.4	97.2
日本なし	5	32.0	17.0	45.5	39.0
西洋なし	5	3.0	1.0	0.5	2.5
マルメロ	0.7	0.1	0.1	0.1	0.1
びわ	0.7	0.4	0.2	1.3	0.3
もも	0.2	0.7	0.7	1.1	0.9
ネクタリン	3	0.3	0.3	0.3	0.3
あんず (アブリコットを含む。)	5	1.0	0.5	0.5	2.0
すもも (プルーンを含む。)	3	3.3	2.1	1.8	3.3
うめ	5	7.0	1.5	3.0	9.0
おうとう (チェリーを含む。)	3	1.2	2.1	0.3	0.9
いちご	1	5.4	7.8	5.2	5.9
ブルーベリー	2	2.2	1.4	1.0	2.8
その他のベリー類果実	2	0.2	0.2	0.4	0.2
ぶどう	5	43.5	41.0	101.0	45.0
かき	1	9.9	1.7	3.9	18.2
バナナ	0.5	6.6	7.6	8.2	9.5
キウイ	0.02	0.0	0.0	0.0	0.1
パパイヤ	0.7	0.1	0.2	0.1	0.1
グアバ	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
マンゴー	0.7	0.2	0.2	0.1	0.2
パッションフルーツ	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の果実	0.7	0.8	0.3	0.6	1.2
綿実	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
ぎんなん	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0
くり	0.04	0.0	0.0	0.0	0.0
ペカン	0.04	0.0	0.0	0.0	0.0
アーモンド	0.04	0.0	0.0	0.0	0.0
くるみ	0.04	0.0	0.0	0.0	0.0
その他のナッツ類	0.04	0.0	0.0	0.0	0.0
茶	5	33.0	5.0	18.5	47.0
コーヒー豆	0.05	0.2	0.0	0.0	0.1
ホップ	40	4.0	4.0	4.0	4.0
その他のスパイス	10	1.0	1.0	1.0	2.0
その他のハーブ	4	3.6	1.2	0.4	5.6
陸棲哺乳類の肉類	0.05	3.0	2.2	3.5	2.1
陸棲哺乳類の乳類	0.02	5.3	6.6	7.3	4.3
家禽の肉類	0.04	0.9	0.6	0.9	0.6
家禽の卵類	0.04	1.7	1.3	1.9	1.5
魚介類	0.03	2.8	1.2	1.6	3.4
計		983.8	598.5	939.6	1117.5
ADI比 (%)		35.7	72.5	32.1	39.8

TMDI：理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

「陸棲哺乳類の肉類」については、TMDI計算では、牛・豚・その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、脂肪の摂取量にその範囲の基準値案で最も高い値を乗じた。

(参考)

これまでの経緯

平成13年	4月26日	初回農薬登録
平成17年	11月29日	残留基準値の告示
平成19年	5月23日	農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：なし）
平成19年	6月5日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成20年	1月31日	インポートトレランス設定の要請（ライ麦、はくさい等）
平成20年	8月1日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成22年	8月10日	残留農薬基準告示
平成22年	3月11日	農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：小粒核果類）並びに基準設定依頼（魚介類）
平成22年	8月11日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成23年	2月25日	農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：かき）
平成23年	6月16日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成23年	10月6日	薬事・食品衛生審議会への諮問
平成23年	10月14日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成24年	8月20日	残留農薬基準告示
平成26年	10月30日	農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：かんきつ）
平成26年	11月10日	インポートトレランス申請（ブルーベリー等）
平成27年	1月8日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成27年	8月18日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成27年	1月20日	薬事・食品衛生審議会への諮問
平成27年	1月28日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

石井 里枝	埼玉県衛生研究所水・食品担当部長
○大野 泰雄	公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団理事長
尾崎 博	東京大学大学院農学生命科学研究科獣医薬理学教室教授
斉藤 貢一	星薬科大学薬品分析化学教室教授
佐々木 一昭	東京農工大学大学院農学研究院動物生命科学部門准教授
佐藤 清	一般財団法人残留農薬研究所技術顧問
佐野 元彦	東京海洋大学海洋生物資源学部門教授
永山 敏廣	明治薬科大学薬学部薬学教育研究センター基礎薬学部門教授
根本 了	国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
二村 睦子	日本生活協同組合連合会組織推進本部組合員活動部部長
宮井 俊一	一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問
由田 克士	大阪市立大学大学院生活科学研究科公衆栄養学教授
吉成 浩一	静岡県立大学薬学部衛生分子毒性学分野教授
鰐淵 英機	大阪市立大学大学院医学研究科分子病理学教授

(○：部会長)

答申(案)

トリフロキシストロビン

食品名	残留基準値		
	ppm		
米(玄米をいう。)	2	※今回基準値を設定するトリフロキシストロビンとは、農産物及び魚介類にあつては、トリフロキシストロビンのみとし、畜産物にあつては、トリフロキシストロビン及び代謝物B【(E,E)-メキシイミノ-[2-[1-(3-トリフロロメチル-フェニル)-エチリデンアミノキシメチル]-フェニル]-酢酸】をトリフロキシストロビンに換算したものの和とする。	
小麦	0.2		
大麦	0.5		
ライ麦	0.05		
とうもろこし	0.05		
その他の穀類 ^{注1)}	0.05		
大豆	0.08		
らっかせい	0.05		
ばれいしょ	0.04		
てんさい	0.05		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1		注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	15		
かぶ類の根	0.1		
西洋わさび	0.1		
はくさい	0.5		
キャベツ	0.5		
芽キャベツ	0.1		
カリフラワー	0.5		
ブロッコリー	0.5		
ごぼう	0.1		
サルシフィー	0.1		
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	15	注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。	
その他のきく科野菜 ^{注2)}	4		
ねぎ(リーキを含む。)	0.7		
にんにく	0.05		
アスパラガス	0.07		
にんじん	0.1		
パースニップ	0.1		
セロリ	4		
その他のせり科野菜 ^{注3)}	4		
トマト	0.7		注3)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
ピーマン	0.5		
なす	0.7		
その他のなす科野菜 ^{注4)}	2		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	注4)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3		
しろうり	0.3		
すいか	0.3		
メロン類果実	0.3		
まくわうり	0.3		
その他のうり科野菜 ^{注5)}	0.3		
未成熟いんげん	0.5		注5)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
えだまめ	0.08		

食品名	残留基準値	
	ppm	
その他の野菜 ^{注6)}	4	注6)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
みかん	0.1	
なつみかんの果実全体	3	
レモン	3	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	3	
グレープフルーツ	3	
ライム	3	
その他のかんきつ類果実 ^{注7)}	3	注7)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
りんご	3	
日本なし	5	
西洋なし	5	
マルメロ	0.7	
びわ	0.7	
もも	0.2	
ネクタリン	3	
あんず(アプリコットを含む。)	5	
すもも(プルーンを含む。)	3	
うめ	5	
おうとう(チェリーを含む。)	3	
いちご	1	注8)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
ブルーベリー	2	
その他のベリー類果実 ^{注8)}	2	
ぶどう	5	
かき	1	
バナナ	0.5	注9)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
キウイ	0.02	
パパイヤ	0.7	
グアバ	0.05	
マンゴー	0.7	
パッションフルーツ	0.05	
その他の果実 ^{注9)}	0.7	
綿実	0.05	注10)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
ぎんなん	0.02	
くり	0.04	
ペカン	0.04	
アーモンド	0.04	注11)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
くるみ	0.04	
その他のナッツ類 ^{注10)}	0.04	
茶	5	
コーヒー豆	0.05	
ホップ	40	注12)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
その他のスパイス ^{注11)}	10	
その他のハーブ ^{注12)}	4	
牛の筋肉	0.05	注13)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
豚の筋肉	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注13)} の筋肉	0.05	

食品名	残留基準値	
	ppm	
牛の脂肪	0.05	
豚の脂肪	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	
牛の肝臓	0.05	
豚の肝臓	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	
牛の腎臓	0.04	
豚の腎臓	0.04	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.04	
牛の食用部分 ^{注14)}	0.05	注14)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の食用部分	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	
乳	0.02	
鶏の筋肉	0.04	注15)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
その他の家きん ^{注15)} の筋肉	0.04	
鶏の脂肪	0.04	
その他の家きんの脂肪	0.04	
鶏の肝臓	0.04	
その他の家きんの肝臓	0.04	
鶏の腎臓	0.04	
その他の家きんの腎臓	0.04	
鶏の食用部分	0.04	
その他の家きんの食用部分	0.04	
鶏の卵	0.04	
その他の家きんの卵	0.04	
魚介類	0.03	

